

平成26年労第561号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、合成樹脂等の化学製品を製造するA県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、清掃作業等の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午前7時37分頃、会社に出勤し、建屋3階の食堂まで上がり扉を開けて食堂内に入ったところ、食堂内が白くもやっているように見えたが、そのまま奥に進み作業の準備にかかったところ、突然息ができなくなり、目が痛くなったため、驚いて1階休憩室にいる同僚に助けを求め、工場長にも事情を説明したという（以下「本件災害」という。）。

請求人は、目の痛みがあったものの業務を続けていたが、痛みが引かなかったため、同日午後、D眼科に受診したところ、「乾性角結膜炎」と診断された。その後、複数の医療機関に受診し、E病院では「両眼薬剤性角膜炎の疑い、ドライアイ」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人は、本件災害により眼に障害が残存している旨主張するので、請求人の主訴に関し、当審査会において、改めて本件における医証を含む資料を精査するも、決定書理由第2の2(2)に説示するとおり、請求人には、視力障害、運動障害、視野障害のいずれも認めることはできない。

なお、請求代理人は、F医師の診断を基に、請求人には滑動性眼球追従運動障害が明瞭に検出されていることから、眼球運動障害が認められるべきであると主張しているところ、請求人に認められたとする障害は、障害等級表における眼球の注視野の広さが1/2以下に減じたもの、複視のいずれにも該当せず、障害補償の対象となり得る運動障害とは認められない。また、請求人は、請求人の両眼の角膜に傷がある旨主張するが、G医師作成の平成〇年〇月〇日付けの障害補償給付支給請求書裏面記載の診断書には「角結膜上皮障害(一)」と記載されており、そのほか本件における医証をみても、請求代理人が主張する事実を裏付けるものは存在しない。

したがって、請求代理人のこれらの主張は、採用することができない。

### 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級に該当する障害であるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付

を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。